

景観いわき 第10号

～条例施行20周年特大号～

令和4年3月発行



「景観いわき」は、市民のみなさんにまちの景観づくりについて知っていただくため、また、考えていただくことを目的に発行しています。

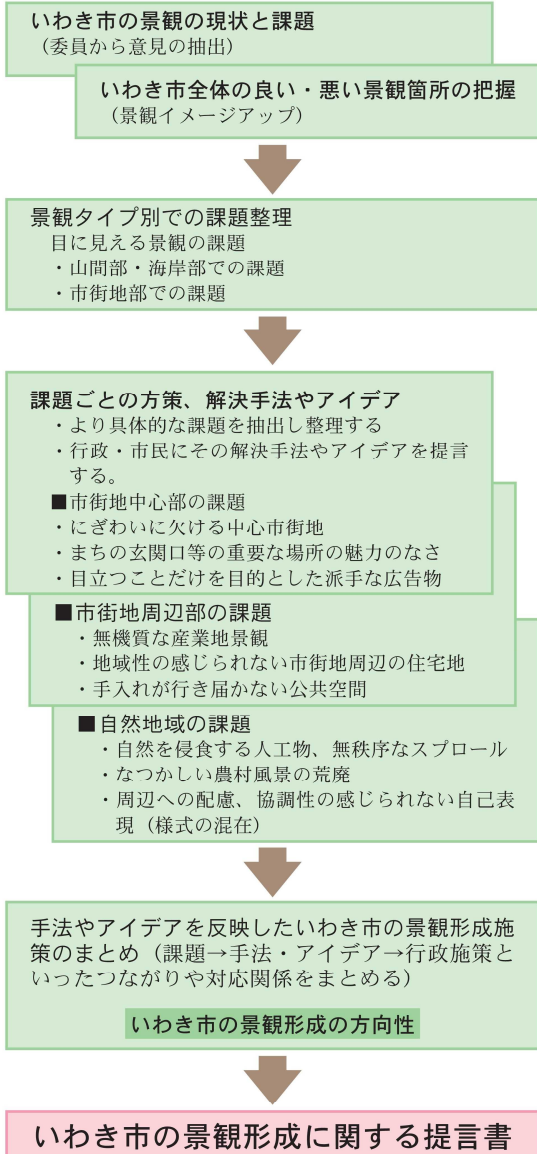
今回は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」が平成13年度に施行され、令和3年度で20年が経過したことから、これまでの取り組みについてご紹介します。

条例案の策定経過

景観形成は、行政の取り組みだけで推進できるものではなく、市民の理解と協力により達成すべきものであり、その基本的考え方を整理するにあたっては、市民有識者を中心に構成する「いわき市の景観を考える懇談会」を設置し、具体的な検討を進めました。平成12年3月にはこれまでの検討内容をまとめ「いわき市の景観形成に関する提言書」として提出を受けました。

「いわき市の景観を守り育て創造する条例」は、この提言書の内容を十分に踏まえ、制定された、市民提案型の条例といえます。

懇談会の検討経過

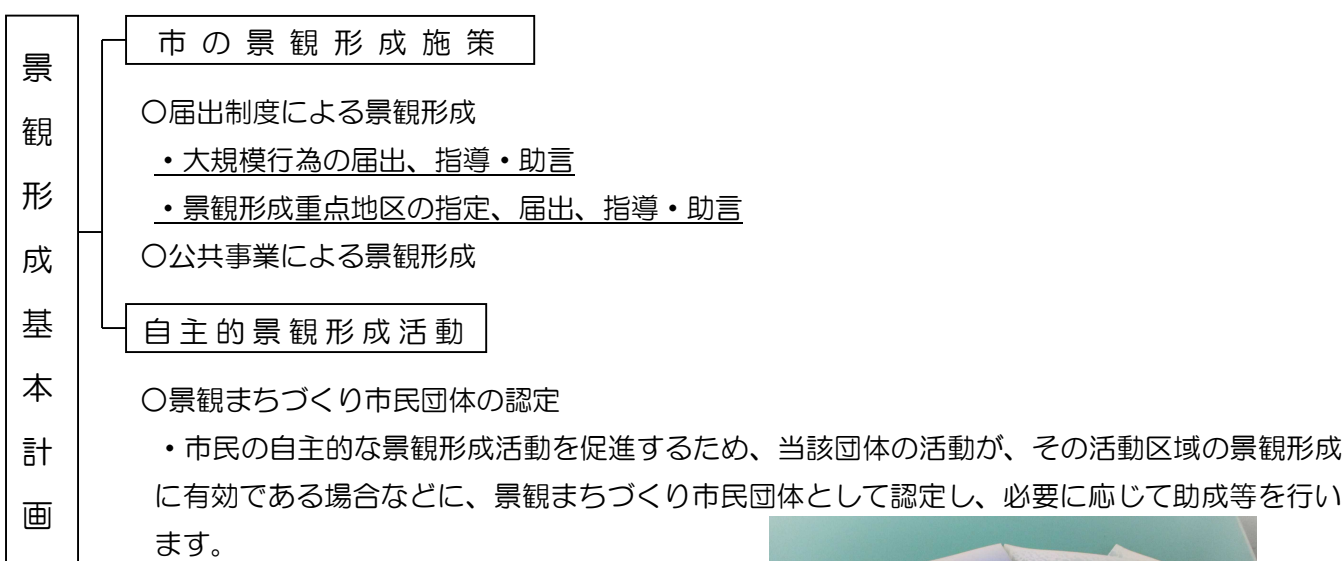


いわき市の景観を守り育て創造する条例

いわき市では、平成13年度から「いわき市の景観を守り育て創造する条例」を運用しています。

良好な自然景観を守り、文化的な景観を育て、美しく魅力のある景観を創造し、潤いと安らぎのある豊かな生活環境の確保に寄与することを目的として制定されたものであり、この条例は、地方分権が推進されるなか、地域の中核都市として、50年、100年先を見据えた風格ある街並みを形成していくための有効な手段です。

条例は、大きく「市の景観形成施策」と、市民のみなさんの「自主的な景観形成活動」に区分されます。また、それらを進めるための基本的方針や留意事項などを定めるものが、「景観形成基本計画」であり、この基本計画に基づき、様々な取り組みを行っていくこととなります。



大規模行為の届出制度

大規模行為の届出制度は、市と行為者との協議により、周辺の景観と調和した良好な景観形成を図るという景観形成手法です。

大規模な建築物や工作物等は、周辺の景観形成に大きな影響を与えることとなります。市内全域での一定規模以上の建築物等の新築や改築、または外観の模様替え等に際しては、「大規模行為景観形成基準」を踏まえ、事前の協議や届出をしていただき、基準に基づいた指導・助言を行っております。

また、大規模行為のうち、規模が大きく景観への影響が顕著であると予測されるものは、大規模特定行為として、当該行為の当初計画時から事前協議を行っていただきます。

【届出対象規模一覧表の例】

届出対象行為		届出を要する規模	事前協議を要する規模
建築物		高さ 13m超又は建築面積 1,000 m ² 超	高さ 31m超 又は 延べ面積 15,000 m ² 超
工 作 物	擁壁、垣、さく、塀類	高さ 5m超	高さ 31m超
	鉄柱、電波塔、風車類 等	高さ 13m超	
	電線路等の支持物	高さ 20m超	
	広告塔、広告板類	高さ 13m超又は表示面積合計 15 m ² 超	
	高架水槽、立体駐車場 等	高さ 13m超又は築造面積 1,000 m ² 超	

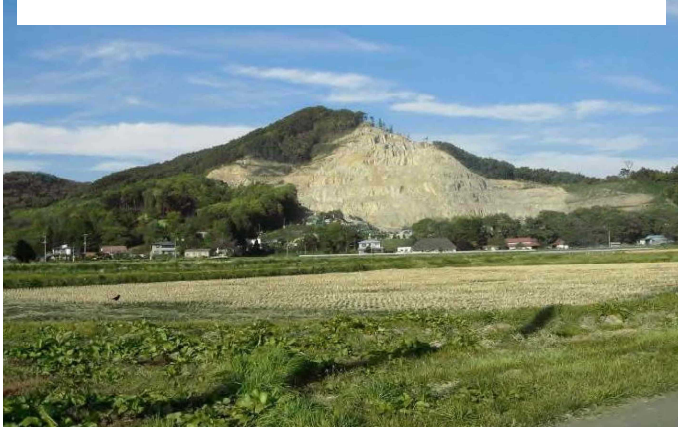
※上記の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更を行う際に適用となります。

※上記のほか、「土地の区画形質の変更」、「鉱物の掘採又は土石類の採取」等、届出対象となる行為もあるので詳細は市HPを参照ください。

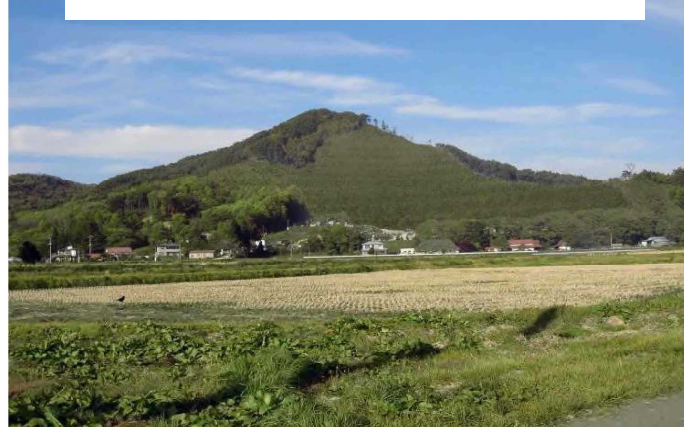
【市景観条例に基づく大規模行為届出実績（過去5年）】

年 度		H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
届出件数	建築物	2 3 件	1 9 件	1 5 件	2 2 件	1 6 件
	工作物等	8 9 件	8 4 件	9 0 件	1 0 6 件	8 2 件
	計	1 1 2 件	1 0 3 件	1 0 5 件	1 2 8 件	9 8 件

採石後の地肌が見えた好ましくない自然景観の例



緑化を行うことで、復元した自然景観の例



景観形成重点地区の指定

景観形成重点地区の指定とは、地区を特徴付ける主要な景観を有する場所や、新たに景観形成を誘導すべき場所等、重点的に景観形成を図る必要のある場所を指定することをいい、地元の方々が中心となって必要なルール（「地区景観基本計画」及び「地区景観形成基準」）を定め、そのルールに基づきながら個性豊かなまちづくりを進めていくものです。

景観形成重点地区においては一定規模未満を除き、建築物等の新築や改築または外観の模様替え等を行う場合には、事前に相談をいただき、景観形成重点地区行為届出等の提出をしていただいています。重点的に景観形成を図る必要がある地区を指定し、「地区景観基本計画」や「地区景観形成基準」を定め、区域内における建築物の新築等の行為に届出制度を設け、その内容が「地区景観形成基準」に適合するか審査するとともに、必要に応じて助言・指導を行いながら、個性豊かなまちづくりを進めています。

【市景観条例に基づく景観形成重点地区行為届出実績（過去5年）】

年 度		H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
届出件数	建築物	7件	6件	2件	4件	2件
	工作物等	0件	1件	1件	0件	4件
	計	7件	7件	3件	4件	6件

景観形成重点地区の名称	指定日
月見町新川町通り景観形成重点地区	平成 15 年 8 月
小名浜地区景観形成重点地区※	平成 29 年 12 月
久之浜はまかぜロード景観形成重点地区	平成 28 年 3 月

※小名浜花畑地区景観形成重点地区（平成 19 年 9 月指定）から名称及び区域変更。

